



平成31年1月16日
海上保安庁

平成30年における海難発生状況（速報値）

○船舶事故

- 「船舶事故隻数(アクシデント)」*:1,901隻、死者・行方不明者数:70人
- 「インシデント」*:701隻

* 民間救助機関による海難隻数含む

●船舶事故（アクシデント）の特徴

- ✓ 自然災害に伴う事故の発生
- ✓ プレジャーボートによる事故が952隻（約5割）と最も多く発生
- ✓ 運航不能の事故が847隻（約4割）と最も多く発生

○人身事故

- 「人身事故者数」*:1,338人、死者・行方不明者数:457人
- 「その他の人身に係るトラブル」*:1,280人

* 民間救助機関による海難者数は計上していない

●人身事故の特徴

- ✓ ハイドロライトデバイスによる初の死亡事故の発生
- ✓ マリンレジャーに伴う海浜事故が541人（約4割）と最も多く発生

★「運航不能」とは、船舶の運航に必要な設備の故障等により、航行に支障が生じたことをいいます。

★「インシデント」とは、船舶の運航に関連した損害又は具体的な危険が生じなかった海難をいいます。

★「マリンレジャー」とは、海水浴、釣り、潮干狩り、サーフィン、ボードセーリング、スキーバダイビング等の海浜における余暇活動をいいます。

★「その他の人身に係るトラブル」とは、海上又は海中における活動中に死傷者（自殺、病気等を除く）が発生しなかった海難をいいます。

★「ハイドロライトデバイス」とは、水上オートバイのジェット噴流を利用して、空中に浮遊する遊具の総称をいいます。

【参考】

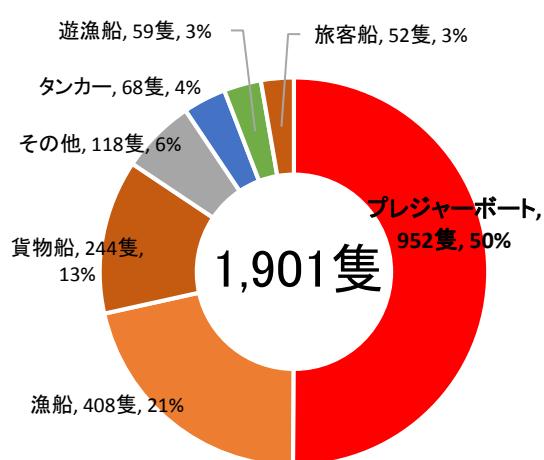
平成29年までの計上方法（民間救助機関のみによる救助を除く。）での合計は次表のとおりです。

過去5年間の推移

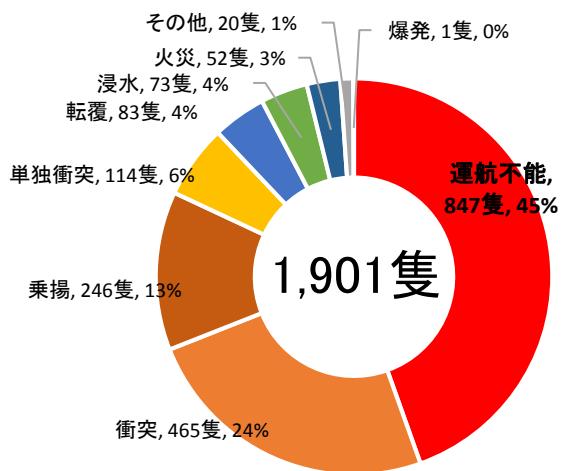
| | | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 |
|--------|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 船 舶 | 事故隻数(隻) | 2,158 | 2,137 | 2,014 | 1,977 | 2,204 |
| | 死者・行方不明者数(人) | 100 | 48 | 56 | 82 | 70 |
| 人 身 | 事故者数(人) | 2,742 | 2,633 | 2,660 | 2,633 | 2,618 |
| | 死者・行方不明者数(人) | 1,155 | 1,108 | 1,092 | 1,071 | 1,004 |

船舶事故（アクシデント）用途別等発生状況

【用途別】



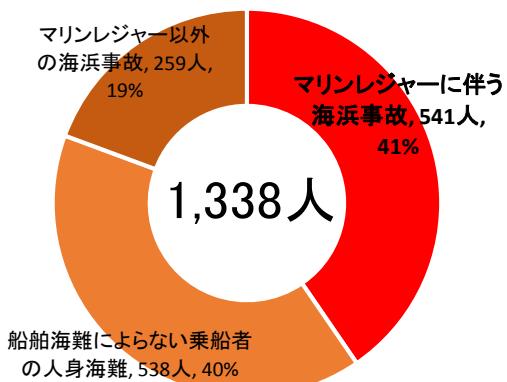
【海難種類別】



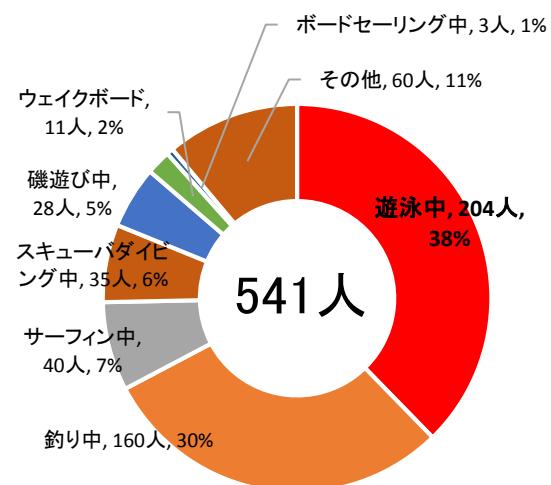
- プレジャーボートによる海難が952隻と最も多く、全体の約5割
- 運航不能の海難が847隻と最も多く、全体の約4割

人身事故区分別等発生状況

【区分別】



【マリンレジャーに伴う海浜事故の活動別】



- マリンレジャーに伴う海浜事故が541人と最も多く、全体の約4割
- マリンレジャーに伴う海浜事故の活動別では遊泳中の事故が204人と最も多く、全体の約4割

主な船舶事故（アクシデント）事例

○タンカー走錨・単独衝突



9月4日、関西国際空港沖で錨泊していたタンカーが、台風21号の影響で走錨して連絡橋に衝突したもの。

この衝突によって船体及び連絡橋は大破し、乗組員11名は、海上保安庁のヘリコプター等によって救助された。

○プレジャーボート転覆

8月14日、岩手県久慈市沖においてプレジャーボートが磯波を受けて転覆し、小学生1名を含む乗船者3名が海中転落したものです。

その後の捜索により乗船者は発見されたが、搬送先の病院で小学生1名の死亡が確認された。



主なマリンレジャー活動に伴う人身事故事例

○トーリング遊具中の死亡事故



8月5日、兵庫県淡路市室津海水浴場沖において、水上オートバイに曳航され遊走中のバナナボートに別の水上オートバイが衝突し、3名が負傷し、病院に搬送されたがうち1名は死亡が確認された。

○ハイドロフライトデバイスによる初の死亡事故

8月26日、香川県坂出市櫃石島沖において、事故者はフライボードを使用して遊技中、海中の岩場にフライボードのホースが絡まった状態で発見されたもの。事故者は病院に搬送されたが死亡が確認された。



【海難定義の見直しについて】

海上保安庁では、平成30年から、より効果的な海難防止対策を講じるため、船舶の運航に関連した損害や具体的な危険が生じたものを「船舶事故（アクシデント）」、これらが生じていないものを「インシデント」とし、また、海上又は海中における活動中に死傷者が発生した事故を「人身事故」（自殺、病気等を除く）、これらが生じていないものを「その他的人身に係るトラブル」と定義し、今後は、「船舶事故（アクシデント）」・「人身事故」に対策を重点化します。

また、これまで民間救助機関のみにより救助されたものは事故隻数・人数に計上していましたが、近年、民間救助機関の体制が整備、拡大され、その取扱い隻数・人数も増加していることから、海難の現況を正確に把握することで、より効果的な事故防止対策を講じるため、広く情報収集し、本年から民間救助機関のみにより救助された事故隻数・人数も計上することとしています。

平成30年においては、船舶事故（アクシデント）隻数1,901隻のうち、321隻が民間救助機関のみにより救助されています（インシデントにおいては、701隻のうち77隻が民間救助機関のみによる救助）。